

# 税のオキズヨシ

心とめくもりが届く

No.371

2017

9

SEPTEMBER



## 今月のお知らせ

9月分(10月納付分)社会保険料の控除とそれに伴う源泉所得税の控除に注意しましょう

- ◆ 時間外労働と残業手当
- ◆ 9月分から社会保険料が変わります
- ◆ 法人登記・債権回収セミナーのご報告
- ◆ はしやすめ ・ 竜は、秋分にして淵に潜む
- ◆ 税務まめ辞典 ・ 横領に係る損害賠償金の税務



株式会社 嶋会計センター  
税理士 嶋 賢治  
税理士 吉岡 恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19  
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068  
メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp  
ホームページアドレス  
<http://www.shima-kaikei.co.jp>

# 時間外労働と残業手当



先月号（インフォメーションNo.370）では時間外労働と36協定について掲載しましたが、今回は時間外労働と残業手当の考え方についてふれたいと思います。

## 法定労働時間と所定労働時間の違い

まず、**法定労働時間**ですが、**原則として1日8時間、1週40時間となります**。ただし例外的に下記の特例措置対象事業場に関しては常時使用する労働者（パート・アルバイトを含む）が10人未満の場合は1週44時間となります。※事業場（店舗）が複数ある場合は事業場単位で適用されます

### 【特例措置対象事業場の業種】

業種	具体例
商業	卸売業、小売業、理美容業、倉庫業、駐車場業、不動産管理業（不動産仲介業は除く）、出版業（印刷部門を除く）、その他の商業
映画・演劇業	映画の映写、演劇、その他興業の事業（映画製作・ビデオ製作の事業を除く）
保健衛生業	病院、診療所、保育園、老人ホーム等の社会福祉施設、浴場業（個室付き浴場業を除く）、その他の保健衛生業
接客娯楽業	旅館、飲食店、ゴルフ場、公園・遊園地、その他の接客娯楽業

次に**所定労働時間**ですが、これは会社が就業規則などで定めた労働時間のことで、**法定労働時間の範囲内であれば自由に決めることができます**。

例えば効率重視を図るために1日7時間、1週35時間と決めることができます。

## 残業手当（割増賃金）の計算

残業手当には「時間外手当（法定労働時間を超えた分）」、「休日手当（法定休日に勤務した場合）」、「深夜手当（22時から5時まで勤務した場合）」があり、それぞれ1時間当たりの賃金に時間外手当は1.25倍、休日手当は1.35倍、深夜手当は1.25倍の割増賃金を支払う必要があります。

月給制や日給制の場合は下記の計算にて1時間当たりの賃金を計算します。

$$\frac{\text{月給制の1時間当たりの賃金}}{\text{基本給} + \text{諸手当}} = \frac{\text{1ヶ月の平均所定労働時間数}}{\text{1ヶ月の平均所定労働時間数}}$$

$$\frac{\text{日給制の1時間当たりの賃金}}{\text{日給} + \text{諸手当}} = \frac{\text{1日の所定労働時間数}}{\text{1ヶ月の平均所定労働時間}}$$

※諸手当から除外できる手当は①家族手当 ②通勤手当 ③別居手当 ④子女教育手当 ⑤住宅手当 ⑥臨時に支払われる賃金 ⑦1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金です。これらに該当しない手当はすべて算入しなければなりません。精皆勤手当などは諸手当に含める必要があります。

なお、時給の場合は1時間当たりの賃金をはっきりしていますが、シフトによって時給が異なる場合は、時間外労働に当たる時間帯で通常支給される時給額で計算します。

## 時間外労働の考え方

時間外労働とは一般的に法定労働時間を超えた部分となります。したがって1週間では40時間（特例措置対象事業場は44時間）を超えていなくても1日8時間を超えた場合は時間外労働となり残業手当（割増賃金）を支払わなくてはなりません。例えば所定労働時間が1日7時間の会社で8時間勤務した場合は**法定労働時間**内なので1時間×1時間当たりの賃金×1.0倍の残業手当で構いません。

ただし、**就業規則や賃金規程に「所定労働時間を超えて就業した場合は残業手当を支給する」と記載している場合は1時間×1時間当たりの賃金×1.25倍の残業手当を支払う必要があります**。

所定労働時間が7時間の土日祝日が休みの会社で、月曜日が祝日、火曜日から土曜日まで8時間ずつ出勤した場合、残業手当を所定労働時間としているか法定労働時間としているかでは差が出てきます。

所定の場合	日	月(祝)	火	水	木	金	土
勤務時間	休	休	8h	8h	8h	8h	8h
時間外労働			1h	1h	1h	1h	8h

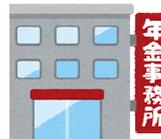
  

法定の場合	日	月(祝)	火	水	木	金	土
勤務時間	休	休	8h	8h	8h	8h	8h
時間外労働							

※上記の例が祝日ではなく有給取得による休みでも同様の考え方となります

所定労働時間としている場合はたとえ1週40時間以内であっても土曜日の勤務時間も時間外労働となります。  
就業規則が労働基準法より社員にとって有利に定められている場合は、就業規則が優先的に適用されます。  
未払残業代のトラブル等がないよう就業規則や雇用契約書、労働条件通知書を確認しておきましょう。

# 9月分から社会保険料が変わります



年金事務所

## 標準報酬月額と厚生年金保険料の変更

### ① まず各人の標準報酬月額の定時改定による変更を確認しましょう

9月分保険料（10月納付分）からは、7月10日までに提出した算定基礎届を基に、新しい標準報酬月額による保険料率が適用されます。

各人の新しい標準報酬月額については年金事務所より標準報酬決定通知書が送られてきています。

### ② 厚生年金保険料の引き上げによる変更を確認しましょう

保険料は、9月分（10月納付分）より0.118%引き上げられ**18.3%**となります。事業主と従業員は共に**0.059%**の負担増となり、**9.15%**の折半となります。

なお、厚生年金保険料率は平成29年9月分以降18.3%で固定されています。

定時改定と厚生年金保険料率の引き上げという2つの変更が同時にあるため、9月分保険料の給与からの控除については注意が必要です。

#### 平成29年9月分（10月納付分）からの健康保険・厚生年金保険料率

- ・健康保険 10.22%（労使折半5.11%ずつ）
- ・介護保険 1.65%（労使折半0.825%ずつ）
- ・厚生年金 18.30%（労使折半9.15%ずつ）

※子ども・子育て拠出金0.23%については事業主が全額負担することとなります。

最新の「厚生年金保険料額表料」は、年金事務所から事業所に送付されてきています。手元にはない方は、日本年金機構のホームページよりダウンロード出来ます。また当事務所よりお渡しすることも出来ますので必要な方はご連絡ください。

## 法人登記・債権回収セミナーのご報告

8月25日（金）開催の法人登記・債権回収セミナーにご参加いただきました皆様、並びに講師の倉科先生、暑い中お越しいただきありがとうございました。

セミナーの第1部は法人登記編として、法人登記の注意点をお話いただきました。変更登記が必要な場合は原則2週間以内に申請しなければなりません。2週間を過ぎたら直ちに過料（罰金）がかかるわけではありませんが、過料の制裁を与えるかの明確な基準はなく裁判所が100万円以下の範囲で勝手に決めるそうです。

「2週間以内」と思っていたよりも短い期間での申請が必要となりますので、ご自身の会社の登記事項をしっかりと把握していることが大切です。この機会に一度確認しておきましょう。

特に取締役の住所変更はよくあることです。住所変更で登記が必要なのは株式会社の場合は代表取締役のみ、有限会社の場合はすべての取締役が対象となりますので注意が必要です。



続いて第2部では債権回収編と題して債権回収の重要なポイント、弁護士や司法書士に依頼した場合のメリット・デメリットについて教えていただきました。

ポイントとしては「仮に裁判になった場合でも勝てるか」「費用をかけて回収する価値があるか」で判断すること。メリットとしては、法的な対処が可能となることで債務者に対して大きなインパクトを与えることができ早期解決が見込まれる。デメリットとしては費用がかかるということです。

法務大臣の認定を受けた「認定司法書士」なら140万円までの債権回収の代理業務を行うことができます。ちなみに倉科先生は認定を受けていますので140万円までの債権回収であれば一度相談してみたいかがでしょうか。

60万円までの少額訴訟についての質問がありましたが、費用が少額で済む、1回の裁判で判決が出るという反面、判決に不服があっても、原告による控訴が出来ずやり直しがきかないため、複雑なケースの場合はリスクが高くなるそうです。

「泣き寝入り」とならないよう債権回収を行う場合は慎重にすすめるようにしましょう。



# 竜は、秋分にして淵に潜む

## はしやすめ

今年も日本の各地で、世界で、豪雨や台風による甚大な被害が多く起こっています。「竜は、春分にして天に登り、秋分にして淵に潜む」中国の『説文解字（せつもんかいじ）』に在る一文です。竜は豪雨や台風といった極端な天気を表し、言葉通り秋分の頃には潜み、穏やかになってくれればいいのですが、9月の台風には警戒が必要です。

特に被害の大きかった台風で昭和の3大台風と言われているのが、1945年9月17日枕崎台風(枕崎で 916.3 ヘクトパスカル hPa メートル毎秒 最大風速 75.5 m/s)、1934年9月21日室戸台風(室戸岬で 911.6hPa 最大風速 60 m/s)、1959年9月26日伊勢湾台風(929.2hPa 最大風速 40 m/s 以上)です。どれも9月に猛威を奮い、日本上陸時では室戸台風が史上最大の勢力をもった台風で、それに続くのが枕崎台風、死傷者最大の伊勢湾台風はそれに次ぐ勢力です。

実は、「昭和の3大台風」に匹敵するほど強大な台風は、1961年の伊勢湾台風をやや上回る第二室戸台風を最後に40年以上の間、沖縄などの離島を除けば日本列島には接近していません。より地球の温暖化が進む中、なぜなのかは分かりませんが強い台風が日本列島を通り道にしないことを願うばかりです。

と言っても豪雨による土砂災害は、気候変動に伴う激しい気象によって頻度を高めています。<sup>やまたのおろち</sup>八岐大蛇の神話を想起させます。毎年里に下りてきて娘をさらって行く怪物八岐大蛇をスサノノミコトが退治する古事記や日本書紀に書かれたヤマタノオロチの神話は、中国山地の北側、奥出雲地域で弥生時代以降に頻発した土石流災害が背景にあるとされています。

当時の先進技術であった製鉄技術(=「たたら製鉄」)が朝鮮半島を経て出雲に伝わり、成果として立派な剣は作ったが、製鉄に必要な木炭を大量に得るため、樹木を皆伐して山は丸裸にされた。保水力が著しく低下した山地に豪雨が降れば、穏やかな山の沢筋が、突然牙をむいて奔流と化し、同時多発的に発生する土石流は、八つの頭と八つの尾を持つ凶悪な大蛇となって、<sup>きょく</sup>巨躯をくねらせて<sup>ぼうぎやく</sup>暴虐の限りを尽くす。<sup>ふもと</sup>麓に開かれた水田を直撃し、稲は全滅する。それが、稲作の神、最後に残った娘クシナダヒメを狙うヤマタノオロチを、<sup>たかまがはら</sup>高天原を追放されて出雲に降り立ったアマテラスの弟スサノノミコトが退治するという神話につながったと言われます。

国土交通省によると、土砂災害が発生するおそれのある区域は、日本全国で約67万区域にのぼると推計され、平成28年の土砂災害の発生件数は 1,492 件で、平均して 1 年間におよそ 1,000 件以上もの土砂災害が発生しています。竜も八岐大蛇も早く淵に潜んでほしいものです。

# 税務まめ辞典

## 横領に係る損害賠償金の税務

事業主にとって、事業を進める中で最も巡り合いたくない出来事と言えば『横領』、特に内部での横領事件ではないでしょうか。内部での横領は、**①売上金の着服②経費の水増し③預貯金の着服**が考えられます。横領が発覚した場合、税務処理は、**①に対して売上**の過小計上、**②に対して経費の過大計上**、**③は、①②**に関係なければ加害者に対する貸付の発生となります。

横領されたら、損害を受けますが同時に、その損失額と同額の損害賠償請求権を取得するため益金とされ、加害者の資力等からその全額が回収不能であることが明らかでない場合には、その時点での貸倒損失の計上はできません。**事業主は、損害を被ったうえ、課税所得が増加してしまいます。**

横領が役員や従業員など内部の者の場合、損害が発生した事業年度に益金計上すべきとされており、さかのぼって申告の修正をしなければいけません。回収事業年度における益金算入の特例法基通2の1の43後段)の適用が規定されていますが、この適用は加害者が第三者の場合とされており、納得いかない取り扱いだと思えます。

内部での横領は、資産が減少したうえに、税務上、本税・重加算税・延滞税と大変な負担となります。また職場の人間関係にも当然悪影響を及ぼし、あつてはならない事です。

社内でのチェック体制を整え、定期的な内部監査、チェック機能の二重化、定期的な部署替えなど、日常的にそういった事態が起こらないシステムの検討が必要で